|  |
| --- |
| 〒５３０－８５２２大阪市北区西天満2丁目１－１０大阪高等裁判所　本館１０階刑事訟廷事務室　事件係　御中 |

**送付書**

**日付　令和　　年　　月　　日**

**〒５４３－０００１**

**大阪市天王寺区上本町８丁目２番１号―２０２**

**夕陽ケ丘法律事務所**

**ＴＥＬ 06‐6773‐9114 / ＦＡＸ 06‐6773‐9115**

**【送信書類】**

**上告申立書　　　　　　　1通**

**の写し　　　　１通**

**返信用封筒　　　　　　　１通**

**【ご連絡】**

**上告申立書の写しに、受領印を押して返信用封筒にて返信ください。**

|  |
| --- |
| **社内使用****提出時期****上告の提起期間は、言い渡しの日の翌日から記載して１４日以内である（３５８条、４１４条、３７３条）。****提出先　　　上告申立書の宛名は、最高裁判所であるが、以下の部署に提出する。****場所　大阪高等・地方裁判所　本館10階****名称　大阪高等裁判所　刑事訟廷事務室　事件係****注意　　　　上告してしまうと、国選弁護人としての地位を失う。したがって、判決の謄写の申請や、保釈手続ができなくなる。****もっとも、判決言い渡し期日に、書記官に、判決謄本の交付申請書を手渡する。判決言い渡し後に、その日に上告の申し立てをしても、既に申請後であるから、後日、判決謄本を受け取ることはできる。** |